

大分県が発注する森林整備工事請負契約に係る指名基準について

工事等の請負契約については、有資格業者（森林整備工事入札参加資格審査規程に関する告示により登録された者をいう。）のうちから、次に掲げる事項を総合勘案して指名すること。

1. 不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないこと。

- (1) 大分県が発注する森林整備工事の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。
- (2) 県発注工事に係る請負契約に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ① 請負契約条件に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。
 - ② 一括下請け、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- (3) 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する法人として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

2. 経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないこと。

3. 当該工事に対する地理的条件

当該地域での工事实績等からみて、当該地域の森林、林業に精通し、工種等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。

4. 当該工事施工についての技術的適性。

以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。

- (1) 森林整備工事の施工実績があること。
- (2) 治山事業に係る森林整備工事については、大分県が実施する主任技術者に対する「治山事業森林整備工事施工管理講習会」の講習修了者を有していること。

5. 安全管理の状況

- (1) 指名停止措置要領に基づく指名停止期間中である場合は指名しないこと。
- (2) 県発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

6. 労働福祉の状況

- (1) 賃金不払いに関する労働者からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないこと。
- (2) 林業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団等の退職金支給制度に加入していること。